Deloitte.



各国・地域の税制概要とホットトピックス ミャンマー

令和5年度 経済産業省 委託事業 中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」 デロイトトーマツ税理士法人 2024年1月



目次

ミャンマーの税制概要

法人税コンプライアンス 4 課税所得計算 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税 進出・撤退時の留意すべき課税関係 8 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比 10 較 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 11 法人課税にかかる各種優遇税制措置 12 税務調査及び異議申立て・税務訴訟 13 ホットトピックス 14 Pillar2の法制化状況について

15

ミャンマーの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホット トピックス

移転価格税制の概要 17

ミャンマーの税制概要

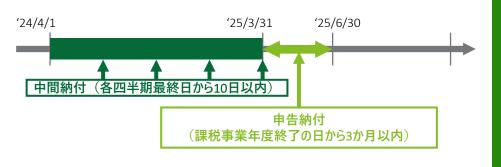
法人税コンプライアンス

居住者は全世界所得が課税対象となり、原則22%の税率で課税される。中間納付は各四半期毎に行う必要があり、確定申告及び納付は課税事業年度終了後3か月以内に実施する必要がある。

法人所得税

居住者	ミャンマー会社法の規定に基づき設立された法人 上記法人以外の場合、 管理支配が行われる場所 が ミャンマーで 重要な意思決定の全て がミャンマー国内で 行われている組織体	
居住者の 課税範囲	全世界所得課税	
税率	22% (なお、上場会社の場合、17%) 2022年4月1日より、石油・ガス事業を行う企業の税 率は25%に引き上げられた。	
課税年度	4月1日から翌年3月31日	
申告納付 期限	課税事業年度終了の日から3 か月 以内	

中間納付	各四半期の最終日から10日以内に納付する必要がある。違反した場合には、各四半期毎に10%、合計で40%のペナルティが課される。	
時効	税務年度終了の日から 年 (不正がある場合12 年)	
連結納税 制度	なし	
税制改正	主に適用税率、控除等の恩典を規定する連邦法人 税(Union Tax Law; UTL)の改正は 事業年度開始前 に公表される。	
納税者識別 番号(TIN)	投資企業管理局(DICA)その他の省庁に登録された 企業は、 登録日から90日以内にIRDに納税者識別 番号(TIN)を申請しなければならない。	



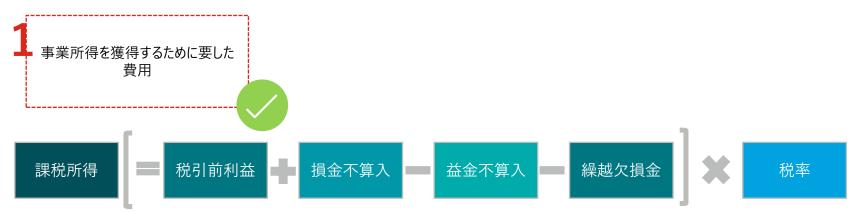
キャピタル ゲイン・ロス

- キャピタルゲインは、事業(通常)所得から分離され、別途、10%の税率で課税される(ただし、年間の譲渡対価の合計が1,000万MMK以下の場合課税の対象されない)。
- キャピタルゲインは、**譲渡等があった日から1か月以 内に申告**しなければならない。
- キャピタルロスは、**他の所得と相殺できず、繰越もできない**。ただし、同一の税務年度に生じたキャピタルゲインからは相殺できる。

課税所得計算(1/2)

損金性が認められる費用について

■ 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



損金算入項目

売上原価	先入先出法 もしくは 平均法 を選択。	
寄附金	認定を受けた団体への寄付金 については、損金算入が 認められている(ただし、 総所得の25%相当額を上限 と する)。	
	建物 ■ 1.25%-10%	
減価 償却費等	機械 装置 ■ 2.5%-20%	
	車両 ■ 5%-20%	

原則、事業に関連しない費用及び資本的支出は損金の額に算入されない。

■ 損金不算入 として、留意するべき項目の代表例

引当金 原則、損金算入は認められない。

5 令和5年度現地進出支援強化事業 各国・地域の税制概要とホットトピックス ミャンマー

課税所得計算(2/2)



益金算入項目

▲金不算入

として、留意するべき項目の代表例

受取配当

益金不算入となる。

キャピタル ゲイン キャピタルゲインは、事業(通常)所得から分離され、別途、10%の税率で課税される(ただし、年間の譲渡対価の合計がMMK1,000万以下の場合課税の対象されない。)キャピタルゲインは、譲渡等があった日から1か月以内に申告しなければならない。

法人所得税関連の中小企業優遇措置

- 2023年4月1日より、新たに設立された中小企業については、操業開始 事業年度を含む連続3年間において年間総所得のうち15百万MMKまで につき、法人所得税が免除される。なお、所得のうち15百万MMKを超え る所得については、法定税率が適用される。
- 適用を受けるには、民間産業法、中小企業振興法その他適用される法 律により所管の中小企業部門が発行する登録証明書を提出する必要 がある。
- 登録証明書に記載された日の属する会計期間が操業開始事業年度と みなされ、操業開始事業年度以降の連続3年間が免除の対象となる。

■ 繰越欠損金 について

欠損金等

繰越期限

- 3年間の繰越が認められる。
- 繰戻しは認められない。

■ 税率

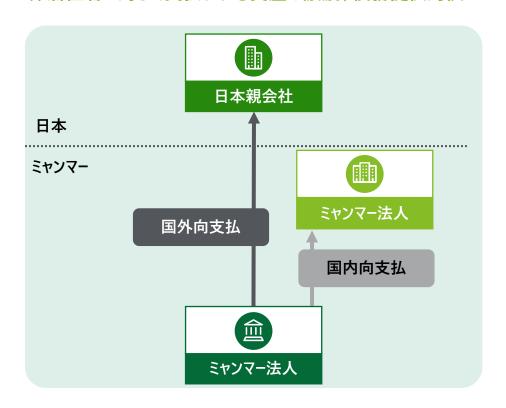
について

税率

22% (なお、上場会社の場合、17%) 2022年4月1日より、石油・ガス事業を行う企業の税率は25%に引き上げられた。

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税

非居住者に対して支払われる資産の譲渡、役務提供対価についても源泉税の対象となるため、留意が必要である。

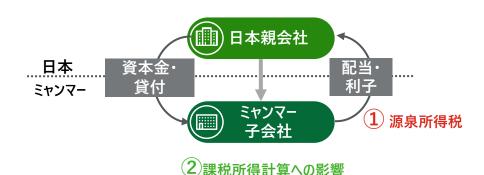


		税率	
	居住者	非居	住者
	国内法		租税条約
利子	0%	15%	
配当	0%	0%	
使用料	10%	15%	

■ ミャンマー法人が資産の譲渡、役務提供対価を、非居住者に支払う場合、当該対価に対して2.5%の源泉税が課される。 (免除を受けるためには、IRDの事前確認を得る必要がある。)

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



1 源泉所得税 田田 日本親会社

ミャンマー国内法上、ミャンマー法人が支払う配当については、 その支払い先が非居住者であっても、**源泉税は課されない**。 一方で、支払利子については、当該支払利子に対して15%の 最終源泉所得税が課されることとなる。

対価を	適用税率	
受領する者	配当	利子
非居住者	0%	15%

② 課税所得計算への影響 | | | | |



株主に対して支払われる配当は、**損金の額に算入することができない**。一方、日本の親会社に対する支払利子は、**損金の額に算入することができる**。

また現状、ミャンマーにおいては、**移転価格税制及び過少資本税制が規定されていない**ことから、資本注入と借入による資金調達のバランスや利率の設定についても**やや柔軟に設定することができる**。

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (2/2)

撤退時のキャピタルゲイン(譲渡益)課税

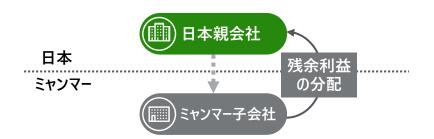


■ ミャンマーにおけるキャピタルゲイン課税

■ 日本親会社

非居住者によってミャンマー法人が発行する株式の譲渡が行われた場合に発生したキャピタルゲインは、10%の税率で課税されることとなる。ただし、譲渡対価の総額が、当該資産等を譲渡した日の属する事業年度において10百万MMKを超えない場合、当該事業年度におけるキャピタルゲイン課税は免除される。

清算時の残余利益に対する課税



■ ミャンマーにおける配当課税の有無

Ⅲ 日本親会社

残余財産の分配金等の合計額のうち、株主資本(資本金又は 資本剰余金)相当額までは資本の払戻しとして課税の対象と ならない。

なお、分配金等の合計額が、株主資本を超える場合には、その 超える部分の金額は留保利益に該当し、配当金として取り扱われるが、ミャンマー国内法上、課税の対象とならない。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

課税所得の範囲、及び、支店の場合にはサービス収入・物品販売収入に係る源泉税が課される点に差異がある。

	子会社 (現地法人)	支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	ミャンマー国内源泉所得に対して課税される。 現在、ミャンマー国内法には、「支店」という概念が法規制されていないため、現地法人以外の組織体は、「非居住者」として取り扱われる。
法人所得税 適用税率	22%	22%
申告手続き	事業年度終了の日から 3か月以内 に申告及び納税 (自己申告であることを前提)	事業年度終了の日から3 か月以内 に申告及び納税 (自己申告であることを前提)
利益の還流	配当源泉税は課されない	利益送金に源泉税は課されない
サービス収入・ 物品販売収入 に係る源泉税	対象外	2.5% (非居住者が受領するサービス・物品販売収入は 源泉徴収の対象となる。)

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

従業員が少なくとも5名いる場合の事業者は、社会保障制度への加入が義務づけられる点に留意が必要である。

ミャンマー国内には、**付加価値税は規定されておらず、**それに類似する税目として**商業税**が規定されている。

税率	標準税率は5%。 ただし、譲渡対象資産・サ−ビ スの種類により税率は異なる。
課税対象取引	国内において行われる資産 の譲渡及び役務の提供、輸 入
納税義務者	国内において製造、販売、 輸入、サービス提供を行う事 業者で、税務登録をした者
申告期限及び 納付期限	納付期限は、 関連する月の 末日から10日以内。 申告期限は、各四半期末 日から1月以内。 加えて年度末から3か月以 内に年次申告書の提出が 求められる。
小規模事業者 免税の有無	年間の売上が50 百万MMK 未満である事業者

商業税

従業員の雇用 にかかる コスト等	従業員が少なくとも5名いる場合の事業者は、社会保障制度への加入が義務づけられる。事業者は月額給与の3%もしくは300千MMKの3%のいずれか少ない金額を負担し、従業員は、月額給与の2%もしくは300千MMKの2%のいずれか少ない金額を負担する。	
固定資産税	ヤンゴンに所在する、ホテル等を除く不動産(土地、建物)の価値の13% (税率はエリアにより異なる場合がある。) ヤンゴン市開発当局(Yangon City Development	
	Council)に納付	
印紙税	契約書(300MMKか対価の1%のいずれか高い金額で、150千MMKを上限)・抵当権設定文書(対価の0.5%)・譲渡証明書等(対価の2%)に対して課される。	
国境をまたぐ デジタルサービス への課税	なし	

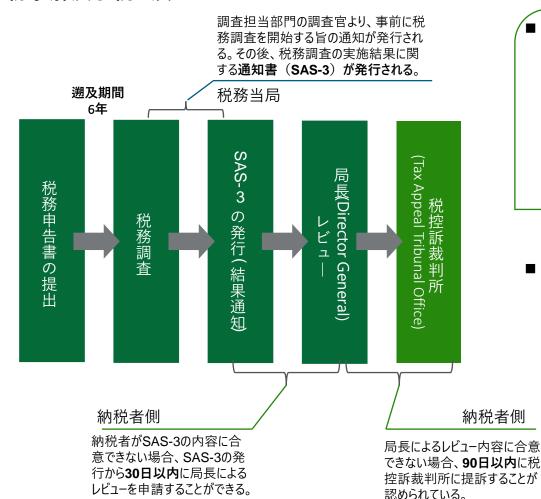
法人税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
ミャンマー投資法 Myanmar Investment Law 2016	ミャンマー投資法に基づき事業行う外国投資家で、ミャンマー投資委員会(MIC)から許可を得た企業	 ■ 所得税の免除:投資活動を行う区域に応じて以下の期間、所得税の免除が認められる。 ▶ Zone 1:最初の7年間 ▶ Zone 2:最初の5年間 ■ 関税その他の内国税の免除 ■ 関税その他の内国税の免除 ■ 投資許可もしくは是認を受けた事業活動により稼得した利益を1年以内に当該事業もしくは類似事業に再投資した場合に当該再投資事業活動により稼得した利益に係る所得税の免除。 ■ 投資活動の用に供される機械装置・建物その他資本資産の減価償却計算につき、事業開始事業年度から法定耐用年数より短い期間の利率を以てその計算することが認められる。 ■ ミャンマー国内においてミャンマー投資事業に関連して発生した研究開発の損金算入
経済特別区法 Myanmar Special Economic Zones Law of 2014	経済特別区(Special Economic Zone)に進出し た企業	 ■ 所得税の免除:進出地区に応じて以下の期間、所得税の免除が認められる。 ▶ Free Zone/Free Zone Business:最初の7年間 ▶ Promotion Zone/SEZ:最初の5年間 ■ 上記所得税免除期間終了後の5年間の所得税の50%減免。 ■ 所得税の50%減免期間終了後5年間は、稼得した利益を1年以内に再投資する場合、当該再投資事業から生じた所得に係る所得税の50%を免除する。 ■ 一定物品の関税の免除 ■ 欠損金の繰越期限を5年延長 など

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

賦課決定課税方式からの移行期にある背景から、自己申告方式を採用する納税者に対しては、積極的に税務調査が行われている。

紛争解決手続き及びプロセス



■ 税務調査

- ➤ ミャンマー居住者によって完全支配されている現地法人(賦課 決定方式が採用されている法人)以外の法人については、自 己申告方式への移行が進められており、外国法人は、その全 てが自己申告方式による申告が求められるようになった。
- ▶ 現状、調査に要する期間等の具体的なガイドラインは示されていないが、通常は、税務調査開始前に調査官により調査期間等が示される。

■ 税務当局の名称:ミャンマー内国歳入庁(Internal Revenue Department; IRD) https://www.ird.gov.mm/en

ホットトピックス

■ 収益項目

商業税申告における売上高の金額と法人所得税申告の添付資料として提出した会計上の損益計算書との整合性

■ 費用項目

- > 原価計算関連資料
- ▶ 本社から請求される配賦費用の計算の妥当性が確認できる資料
- ▶ 給与、減価償却費などの特定の経費項目(申告経費の過不足が確実な項目は机上調査が実施されやすい傾向にある。)

■ コンプライアンス

- ▶ 期限内申告・納付が徹底されているか。
- ▶ リース契約における印紙税の適正処理の有無
- ▶ 関連者取引において、同一の者に対し、債権・債務を有する場合、相殺して 源泉税の徴収を行っていないかの確認

税務調査で重点的にみられる項目

論点

02

源泉所得税納付時の通貨について

論点

2023年5月1日から外貨送金時の手続きについて定めたStandard Operating Procedure(SOP)が適用され、現地法人が非居住者から徴収した源泉所得税を国に納付する際の支払通貨について、現地通貨(ミャンマーチャット)は使用できず、非居住者への支払通貨で行わなければならなくなった。

また、会計年度中に非居住者である外国人従業員の給与から源泉徴収を行う場合にも、給与支払通貨と同じ通貨にて国への納付を行わなければならなくなった。

Pillar 2 の法制化状況について

■ ミャンマーでは2023年10月現在Pillar2の法制化は行われていない。

ミャンマーの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

- ミャンマーでは現在、移転価格税制が導入されておらず、規定も存在していない。
- 移転価格税制導入の議論はあったが、軍事政権に変わって全て白紙に戻っている状況である(これまで進んでいた議論も白紙となり、 進展する見込みもない)。
- ただし、移転価格税制はないものの、一般的な法人税の租税回避や損金不算入の規定に基づき指摘を受ける可能性はある点に 留意が必要である。

お問い合わせ

運営受託:デロイトトーマツ税理士法人

email: info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイトトゥシュトーマッリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人(デロイトトーマッ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。



デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマッグループ合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、 アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、 バンコク、北京、 ベンガルール、 ハノイ、 香港、 ジャカルタ、 クアラルンプール、 マニラ、 メルボルン、 ムンバイ、 ニューデリー、 大阪、 ソウル、 上海、 シンガポール、 シドニー、 台北、 東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited